

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等

募集要項等に関する質問（第1回）回答結果

令和7年3月18日

国土交通省 近畿地方整備局

神戸市

（質問文に明らかな誤字脱字等の間違いがある場合は、修正しています。）

募集要項に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	募集要項	-	-	-	-	用語の定義 大規模修繕	大規模改修工事について、(電気):機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。(機械):機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。の中には、バスターミナルの運行情報設備やバス管制設備は耐用年数ごとに大規模修繕として、一括更新頂ける理解でよろしいでしょうか。 加えて耐用年数は何年で想定しておりますでしょうか。	運行情報提供設備やバス管制設備の機器、配線の全面的な更新は、大規模修繕の定義に該当します。ただし、事業期間中に運行情報提供設備やバス管制設備の大規模修繕は発生しない想定です。また、全面的な更新ではなく個別の更新については、性能・機能を維持するために必要となる補修、修理、部品の交換等として経常修繕業務の中で実施いただく想定です。 ただし、事業者作成の長期修繕計画案において、事業期間中に運行情報提供設備やバス管制設備の全面的な更新が記載され、大規模修繕として必要であると国又は市が判断した場合は、国又は市が実施します。 なお、運行情報提供設備のモニター等については耐用年数は5年程度を想定しておりますが、機器の劣化状況に応じて前後すると考えます。そのため、一括更新ではなく、機器の劣化状況に応じて必要な際に個別更新いただく想定です。
2	募集要項	-	-	-	-	用語の定義 大規模修繕	大規模修繕の中には、運行情報設備及び広告用デジタルサイネージの更新も含まれるのでしょうか。 当該設備の耐用年数を超えている必要がある等、条件がある場合も方針をご教示下さい。	大規模修繕は定義のとおり、全面的な更新を行う修繕等を指します。運行情報設備及び広告用デジタルサイネージの更新のうち、全面的な更新については、大規模修繕に該当します。 運行情報提供設備は、本施設(国)又は本施設(市)に含まれ、事業期間中に大規模修繕は発生しない想定です。ただし、事業者作成の長期修繕計画案において、事業期間中に運行情報提供設備やバス管制設備の全面的な更新が記載され、大規模修繕として必要であると国又は市が判断した場合は、国又は市が実施します。必要性的判断は、個別に判断します。 広告用デジタルサイネージは、便利施設(国)又は便利施設(市)に含まれます。募集要項p11に記載のとおり、事業者自らの判断及び責任において大規模修繕を行ってください。
3	募集要項	-	-	-	-	全体に関する用語の定義	図内に※地下1階はEV、地下2階はEV・EVホール等の記載がありますが、地下1階及び地下2階の事業範囲はEV、EVホールのみということでしょうか。	募集要項p34に記載のとおり、地下1階 エレベーター施設:約20 m ² 、地下2階 エレベーター施設・エレベーターホール:約110 m ² が事業範囲です。
4	募集要項	-	-	-	-	全体に関する用語の定義	再開発ビルの営業時間外でバスターミナルが営業中の場合、再開発ビル側の共用部(西側からバスターミナルへの動線)は使用可能でしょうか。使用条件があればご教示いただけますでしょうか。	再開発ビルの共用部については、今後、ビル完成時期に向けて、詳細な利用時間や運用方法の検討を進めていくこととなるため、現時点で再開発ビルの共用部の利用にかかる条件は未確定です。
5	募集要項	4	2	2.1	(6)	事業期間(国)	実施契約が2026年3月で供用開始が2028年10月で予定されていますが、以下想定時期をご教示いただけますでしょうか。 特定事業契約締結●年●月 実施契約締結●年●月 保証金支払い 内装整備開始●年●月 内装整備終了●年●月 保証金返還●年●月 準備業務開始●年●月 準備業務終了●年●月 運営権設定●年●月 サービス購入料支払い●年●月 運営業務開始●年●月 運営業務終了●年●月	募集要項p24に記載のとおり、特定事業契約締結は令和8年2月頃、実施契約締結は令和8年3月頃を想定しています。 以降の各時期については、募集要項等を遵守した上で、ご提案ください。
6	募集要項	4	2	2.1	(6)	事業期間(国)	国との特定事業契約締結後であれば、市との実施契約締結前でも新バスターミナルの内装整備業務に着手して良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	募集要項	4	2	2.1	(6)	事業期間(国)	国との特定事業契約締結後であれば、市との実施契約締結前でも新バスターミナルの内装整備業務に着手して良い場合、万が一実施契約が履行されなかった場合の処置をご教示ください。	特定事業契約書(案)第125条に基づき、対応を協議にて決定します。
8	募集要項	4	2	2.1	(6)	b)内装整備業務期間	内装整備業務期間に含まれる「準備(約3ヶ月)」とは、2.2.1_(12)_a)_②記載の「準備業務」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
9	募集要項	4	2	2.1	(6)	b)内装整備業務期間	上記の場合でも、特定事業契約書(案)別紙4サービス対価の算定及び支払方法より、準備業務に要する費用はサービス対価の「内装整備費等」には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	募集要項	4	2	2.1	(6)	b)内装整備業務期間	内装施工は、「令和9(2027)年8月より開始予定の再開発ビル(雲井5)の完了検査準備開始前に完了すること」とありますが、国への引渡しは再開発ビル完了検査後との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	募集要項	4	2	2.1	(6)	c)運営権(国)存続期間	運営権の設定日は、再開発ビル(雲井5)の完了検査後であれば、事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	募集要項	4	2	2.1	(7)	b)運営権(市)存続期間	運営権の設定日は、事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、募集要項に記載のとおり、運営権の設定は令和10(2028)年度頃を想定しております。三宮バスターミナルについては、既存の運営事業者の運営期間終了後に、運営権を設定する想定です。
13	募集要項	5	2	2.1	(8)	事業方式	「再開発ビル(雲井6)内に整備する新バスターミナル(Ⅱ期)が事業化された場合には、本事業期間中は別事業となるが、Ⅱ期事業の運営を行う者と相互に連携して運用すること。」とありますが、本事業と同様の事業方式により実施され、本事業(Ⅰ期)の事業者が希望した場合には、Ⅱ期事業を随意契約で受託可能でしょうか。	新バスターミナル(Ⅱ期)の事業方式や事業者選定方法は、現時点では未定です。 ただし、本事業の事業者が、新バスターミナル(Ⅱ期)の事業者となることを妨げるものではありません。
14	募集要項	5	2	2.1	(8)	事業方式	(Ⅱ期)が事業化された場合に関する言及がありますが、本事業期間中にⅡ期の運用が開始となる場合、(Ⅰ期)の事業者が一体的に運営することは想定されていないのでしょうか。またその場合に、Ⅰ期運営事業者がⅡ期運営の優先権を保有(随意契約等含む)することは検討可能でしょうか。	新バスターミナル(Ⅱ期)の事業方式や事業者選定方法は、現時点では未定です。 ただし、本事業の事業者が、新バスターミナル(Ⅱ期)の事業者となることを妨げるものではありません。
15	募集要項	5	2	2.1	(8)	事業方式	「再開発ビル(雲井6)内に整備する新バスターミナル(Ⅱ期)が事業化された場合には、本事業期間中は別事業となるが、Ⅱ期事業の運営を行う者と相互に連携して運用すること。」とありますが、本事業と同様の事業方式により実施され、本事業(Ⅰ期)の事業者が希望した場合には、Ⅱ期事業を随意契約で受託可能でしょうか。	新バスターミナル(Ⅱ期)の事業方式や事業者選定方法は、現時点では未定です。 ただし、本事業の事業者が、新バスターミナル(Ⅱ期)の事業者となることを妨げるものではありません。
16	募集要項	5	2	2.1	(9)	利用料金の設定及び収受	乗車券発売窓口に関して、乗り入れバス事業者にブースを割り当て、当該乗り入れバス会社に直接営業頂くことを検討しています。その際の当該乗り入れバス会社から使用料(賃料)を徴収し自らの収入とする際の金額設定の指針等がございますでしょうか。	発注者が指定する金額設定の指針等はないため、事業者にて金額を想定して提案してください。
17	募集要項	6	2	2.1	(9)	b)その他の利用料金の設定及び収受	b)その他の利用料金の設定及び収受について、広告用デジタルサイネージに一部官側使用枠(例えば全体の広告コマ数の1/3Iにおいて市政情報を放映する等)を設置し使用頂くことにより、サイネージの初期費用を官側でご支援頂くといったスキームの協議は可能でしょうか。	広告用デジタルサイネージは利便施設にあたるため、民間資産として事業者に設置いただくことになります。なお、広告用デジタルサイネージの初期費用に関して、本事業外の補助・助成制度を事業者が活用することは可能です。広告用デジタルサイネージの整備に対して、市の補助制度を活用する場合、施設の公共性・公益性が認められる必要があります。補助制度の活用については市の予算成立が必要となりますが、事業者の提案により協議は可能です。なお、補助の事例として、阪急神戸三宮駅前のオーエスビジョンがあります。これは、①国内外からの来街者に対する市政情報等の情報発信の強化②不測の災害時に来街者が混乱なく安心・安全に過ごせる情報の発信③エリアマネジメントによる広場の利活用と連携した地域の賑わい創出に資することを目的として整備された施設であり、全体の広告コマ数の2/3で行政情報を放映すること等を条件に、初期投資額の2/3を補助しています。

募集要項に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
18	募集要項	6	2	2.1	(9)	b)その他の利用料金の設定及び収受	b)その他の利用料金の設定及び収受について、任意事業でネーミングライツ事業をバスターミナルで行うことは可能でしょうか。	本施設に企業名や商品ブランド名等を冠した「愛称」を設定する権利を第三者に付与することは出来ませんが、広告事業の一環として、企業名や商品ブランド名等をバスターミナルの名称に付随して記載する権利を第三者へ付与し、専有部分やチケット・パンフレット等の運営権の設定範囲内において掲載することは可能です。ただし、事業者の提案内容に応じ、利便増進事業である広告事業として認められるものは、あらかじめ国もしくは市との協議が成立することが条件となります。
19	募集要項	6	2	2.1	(9)	b)その他の利用料金の設定及び収受	b)その他の利用料金の設定及び収受について、バスターミナル名にネーミングライツが適用できない場合、副駅名としてネーミングライツ事業を行うことは可能でしょうか。	本施設に企業名や商品ブランド名等を冠した「愛称」を設定する権利を第三者に付与することは出来ませんが、広告事業の一環として、企業名や商品ブランド名等をバスターミナルの名称に付随して記載する権利を第三者へ付与し、専有部分やチケット・パンフレット等の運営権の設定範囲内において掲載することは可能です。ただし、事業者の提案内容に応じ、利便増進事業である広告事業として認められるものは、あらかじめ国もしくは市との協議が成立することが条件となります。
20	募集要項	6	2	2.1	(9)	b)その他の利用料金の設定及び収受	b)その他の利用料金の設定及び収受について、バスターミナル内でのネーミングライツ事業が難しい場合、利便増進施設内であれば可能でしょうか。	利便施設に企業名や商品ブランド名等を冠した「愛称」を設定する権利を第三者に付与することは可能です。ただし事業者が自らの責任と費用により設置し、法令及び要求水準を遵守するものに限ります。また、付与する名称の適用範囲が利便施設に留まらず本施設に及ぶ場合は、この限りではありません。
21	募集要項	6	2	2.1	(9)	b)その他の利用料金の設定及び収受	b)その他の利用料金の設定及び収受について、再開発ビルバスターミナル名、副駅名の表示は可能でしょうか。	本施設に企業名や商品ブランド名等を冠した「愛称」を設定する権利を第三者に付与することは出来ませんが、広告事業の一環として、企業名や商品ブランド名等をバスターミナルの名称に付随して記載する権利を第三者へ付与し、専有部分やチケット・パンフレット等の運営権の設定範囲内において掲載することは可能です。ただし、事業者の提案内容に応じ、利便増進事業である広告事業として認められるものは、あらかじめ国もしくは市との協議が成立することが条件となります。
22	募集要項	6	2	2.1	(9)	b)その他の利用料金の設定及び収受	b)その他の利用料金の設定及び収受について、ネーミングライツ事業はバスターミナル内で行っても利便増進事業に該当しますでしょうか。	広告事業の一環として、企業名や商品ブランド名等をバスターミナルの名称に付随して記載する権利を第三者へ付与することは、利便増進事業に該当します。ただし、No.20の回答のとおり、実施範囲が限られており、あらかじめ、国もしくは市との協議が成立することが条件となります。
23	募集要項	6	2	2.1	(9)	b)その他の利用料金の設定及び収受	b)その他の利用料金の設定及び収受について、提案時には見込みがなく運営開始後にネーミングライツによって、収入や利益の増加があった場合でもサービス購入料が減額になるということはないという理解でよろしいでしょうか。(プロフィットロスシェアは除く)	広告事業の一環として、企業名や商品ブランド名等をバスターミナルの名称に付随して記載する権利を第三者へ付与し、専有部分やチケット・パンフレット等の運営権の設定範囲内において掲載することのみを理由にサービス購入料の減額を行うことはありません。 ただし、特定事業契約書(案)別紙1に記載のとおり、維持管理・運営に係るサービス購入料については、年度ごとに見直します。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、公共施設等運営事業に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行います。 運営開始後に追加の利便増進事業を提案・実施される場合は、上記の記載に基づいて協議し、サービス購入料を減額する場合があります。 なお、プロフィットロスシェアの対象に利便増進事業の収入は見込みません。
24	募集要項	6	2	2.1	(9)	b)その他の利用料金の設定及び収受	b)その他の利用料金の設定及び収受について、本事業対象施設外で任意事業を行うことは可能でしょうか。	要求水準を遵守した上で提案可能です。ただし、実現の可否や場所、使用料等は該当箇所の管理者等との協議によります。併せて、要求水準書(案)に記載のとおり、実施にあたっては国もしくは市の承認を得てください。
25	募集要項	6	2	2.1	(9)	b)その他の利用料金の設定及び収受	b)その他の利用料金の設定及び収受について、広告用サイネージ(民間設置)に一部官広告枠(例えば1/3官広告を掲出)を設けることにより、サイネージの初期費用を一部官(例えば官が使用する分として初期費用の1/3官負担)にて負担いただくことは可能でしょうか。また更新費用についても同様でしょうか。	広告用デジタルサイネージ(民間設置)は利便施設にあたるため、民間資産として事業者に設置いただくことになります。 なお、広告用デジタルサイネージの初期費用に関して、本事業外の補助・助成制度を事業者が活用することは可能です。 広告用デジタルサイネージの整備に対して、市の補助制度を活用する場合、施設の公共性・公益性が認められる必要があります。 補助制度の活用については市の予算成立が必要となりますが、事業者の提案により協議は可能です。 なお、補助の事例として、阪急神戸三宮駅前のオーエスビジョンがあります。これは、①国内外からの来街者に対する市政情報等の情報発信の強化②不測の災害時に来街者が混乱なく安心・安全に過ごせる情報の発信③エリアマネジメントによる広場の利活用と連携した地域の賑わい創出に資することを目的として整備された施設であり、全体の広告コマ数の2/3で行政情報を放映すること等を条件に、初期投資額の2/3を補助しています。 なお、現段階で更新費用についての補助は想定していません。
26	募集要項	7	2	2.1	(10)	b)維持管理・運営に係る費用負担	再開発ビル(雲井5)に係る管理費について、運営費に含むと記載があるが、修繕積立金は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
27	募集要項	7	2	2.1	(10)	b)維持管理・運営に係る費用負担	再開発ビル(雲井5)に係る管理費について、運営期間中に増額又は減額されることがあった場合の運営費の考え方についてご教示ください。	管理費が増額又は減額されることがあった場合、運営費も増額又は減額になります。財務関係書類に反映してください。
28	募集要項	7	2	2.1	(10)	b)維持管理・運営に係る費用負担	(※3)その他収入は、三宮バスターミナルにおけるバス管制システムの運用費を想定している。とありますが、当該バス管制システムの運用費は市で費用負担し、SPCの収入になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、費用負担の主体を明確にするため、募集要項p7「図1 サービス購入料の構成イメージ」の※3の文言を修正いたします。
29	募集要項	7	2	2.1	(11)	需要変動に基づく調整	プロフィットシェア及びロスシェアに関する言及がございますが、負担割合等の条件変更については今後競争的対話等を通じ協議可能でしょうか。	競争的対話時に議題として提案いただくことで協議可能です。
30	募集要項	7	2	2.1	(11)	需要変動に基づく調整	プロフィットロスシェアの「国及び市が一部金額を補填する」割合変更についての内容は競争的対話で協議可能でしょうか。	競争的対話時に議題として提案いただくことで協議可能です。
31	募集要項	8	2	2.1	(12)	a)新バスターミナル運営等事業 ①内装整備業務	注1 C 工事については、再開発ビル(雲井5)の工事進捗に合わせて、一部を A 工事相当に移行する場合があります。との記載がありますが、例えば利便増進施設の共用部内装や、運行管理室、チケット売り場内装などが該当しますでしょうか。	再開発ビル(雲井5)工事との調整によりますが、現時点では、利便増進施設の共用部内装や、運行管理室、チケット売り場内装については、移行の予定はありません。
32	募集要項	8	2	2.1	(12)	a)新バスターミナル運営等事業 ②準備業務	2.2.1_(6)事業期間(国)より、準備業務は運営権設定前に実施可能ですが、その場合、準備業務期間中に要した再開発ビルの光熱水費・共益費等は国負担との理解でよろしいでしょうか。	施設引渡し前に要した再開発ビルの光熱水費等は事業者負担とします。 共益費とは、募集要項p7の管理費であるとの認識で回答します。管理費は運営権設定日までは国が負担します。
33	募集要項	9	2	2.1	(12)	b)三宮バスターミナル運営等事業 ①準備業務	2.2.1_(6)事業期間(国)より、準備業務は運営権設定前に実施可能ですが、その場合、準備業務期間中に要した三宮バスタの光熱水費・共益費等は国負担との理解でよろしいでしょうか。	三宮バスターミナルは準備業務期間中においても現在の体制で運営する予定であるため、運営権(市)の設定日までの光熱水費・共益費を事業者が負担することはありません。
34	募集要項	9~10	2	2.1	(12)	a)新バスターミナル運営等事業 b)三宮バスターミナル運営等事業 ③④運営業務	バスの便の移行調整業務(移行対象バスの調整の場及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等)とありますが、想定されている年間の会議への参加頻度をお示しください。	参加頻度の想定はありません。
35	募集要項	9~10	2	2.1	(12)	a)新バスターミナル運営等事業 b)三宮バスターミナル運営等事業 ③④運営業務	その他関連業務(広報活動、再開発ビル(雲井5)の管理組合への参加、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等とありますが、想定されている年間の会議への参加頻度をお示しください。	現時点では参加頻度の想定はありません。 なお、参考として雲井通5丁目再開発ビルが参画している三宮Eastエリアマネジメント協議会については、全体会議を年5回程度、実務者レベルの事務局会議を月2回程度実施しています。
36	募集要項	9~10	2	2.1	(12)	a)新バスターミナル運営等事業 b)三宮バスターミナル運営等事業 ③④運営業務	災害時の対応についての記載がありませんが、災害時の避難受け入れ人数や日数の想定があればご教示ください。	災害時の対応については、要求水準書(案)p60～61に記載のとおり、新バスターミナル(Ⅰ期)を緊急避難場所や一時滞在施設とすることは想定していませんが、帰宅困難者の代替輸送提供を想定しております。
37	募集要項	9~10	2	2.1	(12)	a)新バスターミナル運営等事業 b)三宮バスターミナル運営等事業 ③④運営業務	災害時の対応について、バスターミナルの防災備蓄倉庫はございますでしょうか。また、その備蓄品の購入や更新についての費用負担は誰が行う想定かご教示頂けますでしょうか。	バスターミナルエリア内に防災備蓄倉庫の想定はありません。
38	募集要項	11	2	2.1	(15)(16)	a)本施設(国)(市)に係る追加投資等の取扱い	追加投資による収入の増加は事業者に帰属する。とありますが、民間事業者の工夫や努力による費用の減額となった場合でも定期的な見直しにより、サービス購入料が減額にはならないという理解でよろしいでしょうか。(プロフィットロスシェアは除く)	特定事業契約書(案)別紙1に記載のとおり、維持管理・運営に係るサービス購入料の年度ごとの見直しは、公共施設等運営事業に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする国の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、国及び事業者が協議して行います。 民間事業者の工夫や努力による費用の減額を維持管理・運営に係るサービス購入料に反映するか否かは、上記の観点に十分留意した上で、記載に基づいて協議することを想定しています。

募集要項に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
39	募集要項	11	2	2.1	(15)(16)	a) 本施設(国)(市)に係る追加投資等の取扱い	追加投資の部分は、本施設(国)(市)との一体性が認められる対象については国、市の所有物となり、運営権設定対象施設(国)(市)に含む。について、一体性が認められ、追加投資した国及び市の所有物(運行情報掲示板やバス管制システム)において、一括更新が必要となった場合、国及び市の負担で実施頂けるのでしょうか。	当該追加投資について、事業者が提出する長期修繕計画案を踏まえて大規模修繕が必要であると国又は市が判断した場合は、国又は市が実施します。
40	募集要項	11	2	2.1	(15)(16)	a) 本施設(国)(市)に係る追加投資等の取扱い	追加投資の部分は、本施設(国)(市)との一体性が認められる対象については(国)(市)の所有物となり、運営権設定対象施設(国)(市)に含む。について、バス運行に不可欠な運行案内掲示板やバス管制システム、運行監視室の内装やモニター、バスターミナル部分の監視カメラの初期整備費用は官負担となっておりますが、各官資産の設備更新は官負担という理解でよろしいでしょうか。	当該追加投資について、事業者が提出する長期修繕計画案を踏まえて大規模修繕が必要であると国又は市が判断した場合は、国又は市が設備更新を実施します。 大規模修繕の定義に該当しない個別の設備更新は、性能・機能を維持するために必要となる補修、修理、部品の交換等として経常修繕業務の中で実施いただく想定です。
41	募集要項	11	2	2.1	(15)(16)	a) 本施設(国)(市)に係る追加投資等の取扱い	要求水準書(案)添付資料18・27の資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)(市)で整備費用が国または市となっているバスの運行に関わる設備(運行情報提供設備やバス管制設備など)のメンテナンス費用(ランニング費用)についての負担区分をご教示いただけますでしょうか。	運行情報提供設備やバス管制設備のメンテナンス費用(ランニング費用)は、募集要項p7「図1 サービス購入料の構成イメージ」の「維持管理費」「運営費」に該当するため、事業者負担です。
42	募集要項	11	2	2.1	(15)(16)	a) 本施設(国)(市)に係る追加投資等の取扱い	要求水準書(案)添付資料18・27の資産の整備区分・財産区分・管理区分表(国)(市)で整備費用が国または市となっているバスの運行に関わる設備について、初期整備費用をお示しいただけますでしょうか。(期中に民間が機器更新を行う場合、収支を積み上げるための指標とするため)	運行情報提供設備・バス管制設備の初期整備費用は、民間事業者の提案によります。 なお、三宮バスターミナルにおける運行情報提供設備・バス管制設備の整備は、本事業外で市が整備を行うため、民間事業者の提案に基づき、市と協議のうえ決定することになります。
43	募集要項	11	2	2.1	(15)(16)	a) 本施設(国)(市)に係る追加投資等の取扱い	要求水準書(案)添付資料27の資産の整備区分・財産区分・管理区分表(市)で※2バス管制設備を制御・運用するバス管制システムは国資産との記載がございますが、システム更新費用が掛かる場合、国または市負担で実施頂ける理解でよろしいでしょうか。	事業期間中にシステム更新を含む大規模修繕は発生しない想定です。 ただし、募集要項p11に記載のとおり、事業者が提出する長期修繕計画案を踏まえて、システム更新が大規模修繕として必要であると国が判断した場合は、国がシステム更新を実施します。
44	募集要項	11	2	2.1	(15)(16)	a) 本施設(国)(市)に係る追加投資等の取扱い	要求水準書(案)添付資料27の資産の整備区分・財産区分・管理区分表(市)で※2バス管制設備を制御・運用するバス管制システムは国資産との記載がございますが、システムの利用料などのランニング費用も国負担という理解でよろしいでしょうか。	ランニング費用は、募集要項p7「図1 サービス購入料の構成イメージ」の「維持管理費」「運営費」に該当するため、事業者負担です。
45	募集要項	11	2	2.1	(15)(16)	a) 本施設(国)(市)に係る追加投資等の取扱い	事業者が提出する本施設(国)(市)の長期修繕計画案を踏まえ、(国)(市)が必要であると判断した大規模修繕は、事業対象外として国が実施する。とありますが、予め長期修繕で計画し、国や市が承認した場合は官負担になるという理解でよろしいでしょうか。 例えば運行情報掲示板の耐用年数は3年～5年であるため、5年毎に半数ほどの更新費用を見込んだ場合は官負担となるか。※但し、計画のため、実際に修繕するかは機器の状況による。	事業者の実施する修繕費用を、国又は市が費用負担するわけではありません。国又は市が必要であると判断した大規模修繕を、事業対象外として、国又は市が主体となって実施します。 また、事業者の提出する長期修繕計画案はあくまで案であり、承認をもって国又は市による大規模修繕の実施を保証するものではありません。 なお、機器、配線の全面的な更新ではなく、モニター等の個別機器の更新については、性能・機能を維持するために必要となる補修、修理、部品の交換等として経常修繕業務の中で実施いただく想定です。
46	募集要項	11	2	2.1	(15)(16)	a) 本施設(国)(市)に係る追加投資等の取扱い(大規模修繕)	運行情報掲示板の耐用年数は3年～5年ですが、大規模修繕到達前に経年劣化により1～2機故障した場合の更新費用は官負担となりますでしょうか。	経年劣化により1～2機故障した場合の更新は、性能・機能を維持するために必要となる補修、修理、部品の交換等として経常修繕業務の中で実施いただきます。この場合の更新費用は、募集要項p7「図1 サービス購入料の構成イメージ」の「維持管理費」に該当するため、事業者負担です。
47	募集要項	12	2	2.1	(18)	運営権対価の支払い	運営権対価は0円で設定されておりますが、その為今回は運営権対価に関する提案は評価に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	募集要項	13	2	2.1	(20)	d) バス管制システムの運用に関する協定	国及び市は、事業者との間で、三宮バスターミナルにおけるバス管制システムの運用に関する協定を締結する予定である。との記載がございますが、具体的にはどのような協定になるかご教示頂けますでしょうか。	追加資料として協定書(案)を公表します。
49	募集要項	15	3	3.2	(1)	応募者の構成	「複数の企業によって構成されるグループ」にて応募する場合、SPCの組成は必須ではなく、代表企業等の各社の役割を明確にして提案しても良いという理解でよろしいでしょうか。	募集要項p29に記載のとおり、基本協定締結後、速やかに、本事業の実施のみを事業目的とするSPC を設立することが必須です。

募集要項に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
50	募集要項	17~23	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ① 内装設計企業 ② 内装施工企業 ③ 工事監理企業	内装設計企業や内装施工企業、工事監理企業が協力企業としての参加の場合、その企業が参加要件を満たしていれば足り、SPC内の構成企業が資格要件を充足する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「各業務に携わる企業に求める要件」を満たす構成員は、構成企業と協力企業の別を問いません。
51	募集要項	17	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ① 内装設計企業	記載のある参加要件について、内装設計企業は出資を伴う構成員としてではなく協力企業という位置づけでの参加も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。「各業務に携わる企業に求める要件」を満たす構成員は、構成企業と協力企業の別を問いません。
52	募集要項	18	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ① 内装設計企業	①内装設計企業 キ(工)実績要件 A 管理技術者、総合主任担当技術者 a. にて公共施設とありますが、PFI法に基づく公共施設等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者グループの構成員も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	PFI法に基づく公共施設等も含むのご理解のとおりです。 事業者グループの構成員の実績については、当該業務を担当した企業・担当者である場合に限ります。
53	募集要項	18	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ① 内装設計企業	①内装設計企業 キ(工)実績要件 A 管理技術者、総合主任担当技術者 a. にて公共施設とありますが、市街地再開発事業の複合施設の内、一部に公共施設が入居する建物も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。(面積は当該用途面積)	ご理解のとおりです。 ただし、対象施設の新築工事において公共施設の入居を前提とした事業に限ります。
54	募集要項	18	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ① 内装設計企業	①内装設計企業 キ(工)実績要件 B 電気設備主任担当技術者 a. にて公共施設とありますが、PFI法に基づく公共施設等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者グループの構成員も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	PFI法に基づく公共施設等も含むのご理解のとおりです。 事業者グループの構成員の実績については、当該業務を担当した企業・担当者である場合に限ります。
55	募集要項	18	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ① 内装設計企業	①内装設計企業 キ(工)実績要件 B 電気設備主任担当技術者 a. にて公共施設とありますが、市街地再開発事業の複合施設の内、一部に公共施設が入居する建物も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。(面積は当該用途面積)	ご理解のとおりです。 ただし、対象施設の新築工事において公共施設の入居を前提とした事業に限ります。
56	募集要項	19	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ① 内装設計企業	①内装設計企業 キ(工)実績要件 C 機械設備主任担当技術者 a. にて公共施設とありますが、PFI法に基づく公共施設等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者グループの構成員も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	PFI法に基づく公共施設等も含むのご理解のとおりです。 事業者グループの構成員の実績については、当該業務を担当した企業・担当者である場合に限ります。
57	募集要項	19	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ① 内装設計企業	①内装設計企業 キ(工)実績要件 C 機械設備主任担当技術者 a. にて公共施設とありますが、市街地再開発事業の複合施設の内、一部に公共施設が入居する建物も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。(面積は当該用途面積)	ご理解のとおりです。 ただし、対象施設の新築工事において公共施設の入居を前提とした事業に限ります。
58	募集要項	19	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ② 内装施工企業	記載のある参加要件について、内装施工企業は出資を伴う構成員としてではなく協力企業という位置づけでの参加も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。「各業務に携わる企業に求める要件」を満たす構成員は、構成企業と協力企業の別を問いません。
59	募集要項	21	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ③ 工事監理企業	記載のある参加要件について、工事監理企業は出資を伴う構成員としてではなく協力企業という位置づけでの参加も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。「各業務に携わる企業に求める要件」を満たす構成員は、構成企業と協力企業の別を問いません。
60	募集要項	22	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ③ 工事監理企業	③工事監理企業 キ(ウ)工事監理者と各監理主任技術者の兼務は認めるが、各監理主任技術者間の兼務は認めない。とありますが、電気設備監理主任技術者と機械設備監理主任技術者を兼務した実績のあるものは、本件においても監理主任技術者を兼務できるとの理解でよろしいでしょうか。	各監理主任技術者間の兼務は認めません。 ただし、今後の再開発ビル(雲井5)工事との調整に伴い、工事区分の大幅な移行が生じた場合には、変更する可能性があります。

募集要項に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
61	募集要項	22	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ③ 工事監理企業	③工事監理企業 キ(工)実績要件 A 工事監理者、建築監理主任技術者 a. にて公共施設とありますが、PFI法に基づく公共施設等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者グループの構成員も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	PFI法に基づく公共施設等も含むのご理解のとおりです。 事業者グループの構成員の実績については、当該業務を担当した企業・担当者である場合に限ります。
62	募集要項	22	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ③ 工事監理企業	③工事監理企業 キ(工)実績要件 A 工事監理者、建築監理主任技術者 a. にて公共施設とありますが、市街地再開発事業の複合施設の内、一部に公共施設が入居する建物も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。(面積は当該用途面積)	ご理解のとおりです。 ただし、対象施設の新築工事において公共施設の入居を前提とした事業に限ります。
63	募集要項	22	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ③ 工事監理企業	③工事監理企業 キ(工)実績要件 B 電気設備監理主任技術者 a. にて公共施設とありますが、PFI法に基づく公共施設等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者グループの構成員も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	PFI法に基づく公共施設等も含むのご理解のとおりです。 事業者グループの構成員の実績については、当該業務を担当した企業・担当者である場合に限ります。
64	募集要項	22	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ③ 工事監理企業	③工事監理企業 キ(工)実績要件 B 電気設備監理主任技術者 a. にて公共施設とありますが、市街地再開発事業の複合施設の内、一部に公共施設が入居する建物も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。(面積は当該用途面積)	ご理解のとおりです。 ただし、対象施設の新築工事において公共施設の入居を前提とした事業に限ります。
65	募集要項	23	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ③ 工事監理企業	③工事監理企業 キ(工)実績要件 C 機械設備監理主任技術者 a. にて公共施設とありますが、PFI法に基づく公共施設等も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者グループの構成員も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	PFI法に基づく公共施設等も含むのご理解のとおりです。 事業者グループの構成員の実績については、当該業務を担当した企業・担当者である場合に限ります。
66	募集要項	23	3	3.2	(3)	a) 本施設(国)の内装整備業務に携わる企業 ③ 工事監理企業	③工事監理企業 キ(工)実績要件 C 機械設備監理主任技術者 a. にて公共施設とありますが、市街地再開発事業の複合施設の内、一部に公共施設が入居する建物も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。(面積は当該用途面積)	ご理解のとおりです。 ただし、対象施設の新築工事において公共施設の入居を前提とした事業に限ります。
67	募集要項	23	3	3.2	(3)	b) 本施設の維持管理業務に携わる企業	記載のある参加要件について、本施設の維持管理業務に携わる企業は、出資を伴う構成員としてではなく協力企業という位置づけでの参加も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。「各業務に携わる企業に求める要件」を満たす構成員は、構成企業と協力企業の別を問いません。
68	募集要項	23	3	3.2	(3)	b) 本施設の維持管理業務に携わる企業	本施設の維持管理業務に携わる企業が協力企業としての参加の場合、その企業が参加要件を満たしていれば足り、SPC内の構成企業が資格要件を充足する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「各業務に携わる企業に求める要件」を満たす構成員は、構成企業と協力企業の別を問いません。
69	募集要項	23	3	3.2	(3)	c) 本施設の運営業務に携わる企業	記載のある参加要件について、本施設の運営業務に携わる企業は、出資を伴う構成員としてではなく協力企業という位置づけでの参加も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。「各業務に携わる企業に求める要件」を満たす構成員は、構成企業と協力企業の別を問いません。
70	募集要項	23	3	3.2	(3)	c) 本施設の運営業務に携わる企業	本施設の運営業務に携わる企業が協力企業としての参加の場合、その企業が参加要件を満たしていれば足り、SPC内の構成企業が資格要件を充足する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「各業務に携わる企業に求める要件」を満たす構成員は、構成企業と協力企業の別を問いません。
71	募集要項	25	3	3.3	(4)	a) 守秘義務の遵守に関する誓約書の提出	「(様式3)第二次被開示者への資料開示通知書」については、官にメールで提出をした時点で郵送の到着及び返答を待たず、記載した先への開示をおこなってよいという理解でよろしいでしょうか。	メールで提出をした後、国が確かに受領したことがメール返信にて確定した段階で、通知が完了したとみなします。その後であれば、郵送の到着及び返答を待たずに開示を行ってよいものとします。

募集要項に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
72	募集要項	29	3	3.5	(1)	契約保証金の納付	保証金額又は保険金額は、本施設(国)の内装整備費に相当する合計額の 10 分の1以上とする。について、支払い時期と方法をご教示ください。また、内装整備完了後いつ返金されますでしょうか。	契約保証金の納付に関する詳細は、近畿地方整備局ホームページにて公表されている「近畿地方整備局随意契約見積心得」の第12条(契約保証金等)をご確認ください。
73	募集要項	32	4	4.1	(4)	業務の履行の検査	検査の合格をもって内装整備費等を支払う。とありますが、国への請求書発行するにあたり、SPCから施工を実施した会社への支払いを証明する書類の提出は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	募集要項	33	4	4.3	-	業績等の監視に関する事項	国及び市による業績等の監視を行う予定である。とありますが、想定の時期や回数、方法をお示しください。	財政状況に関する業務等、準備に関する業績等、維持管理、運営、利便増進事業に関する業績等、事業終了時における業績等の監視を予定しています。 各業務における監視の想定時期や回数、方法の詳細については、特定事業契約書(案)別紙及び実施契約書(案)別紙「業績等の監視及び改善要求措置要領」をご確認ください。
75	募集要項	37	6	6.1	(2)	事業者の事由により事業の継続が困難となった場合	事業の継続が困難となった場合、事業者の責めに帰すべきものでない際には、事業者に対し違約金等のペナルティは発生しないという認識であっておりますでしょうか。また事業者の責めに帰すべきものでない事柄として発着料の減少(乗り入れ事業者の経営判断による路線撤退・減便等)による収入の低下は含まれますでしょうか。	特定事業契約書(案)第109条第1項等をご確認ください。第98条又は第101条第1項第1号若しくは第3項の規定により特定事業契約が解除された場合には、違約金が発生します。事業者の責めに帰す事由かどうかは違約金等の発生を決める全てではなく、例えば市側の実施契約を解除した場合も違約金が発生します。 なお、発着料の減少(乗り入れ事業者の経営判断による路線撤退・減便等)による収入の低下が事業者の責めに帰すべき事由にあたるか否かについては、要因に依るため、具体の事象に基づく判断になります。
76	募集要項	37~38	6 7	6.1 7.1	(3)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項(国)(市)	事業の継続が困難になった場合の契約解除については損害賠償金が発生する他に違約金がかからないという理解でよろしいでしょうか。	「損害賠償金」は、発注者に生じた損害一般をさし、当該損害に違約金自体は含まれません。損害補償の発生有無にかかわらず、特定事業契約に基づき違約金が発生する場合は、違約金の支払いが必要です。
77	募集要項	37~38	6 7	6.1 7.1	(3)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項(国)(市)	特定事業契約書(案)や実施契約書(案)の事業者事由に、ハ 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が特定事業契約、実施契約に基づき本事業(国)(市)を継続的に実施することが困難であると国、市が合理的に認めたとき。とありますが、利用しているバス会社の判断により、バス便の減少が起こり、その結果民間事業者の財務状況が悪化した場合による契約解除は帰責事由がないという判断になりますでしょうか。	利用しているバス会社の判断によるバス便の減少に対して、一切の事業者の責めに帰すべき事由がない場合は、ご理解のとおりです。 ただし、バス便の減少が事業者の責めに帰すべき事由にあたるか否かについては、要因に依るため、具体の事象に基づく判断になります。
78	募集要項	37~38	6 7	6.1 7.1	(3)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項(国)(市)	特定事業契約書(案)や実施契約書(案)の事業者事由に、ハ 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が特定事業契約、実施契約に基づき本事業(国)(市)を継続的に実施することが困難であると国、市が合理的に認めたとき。とありますが、利用しているバス会社の判断により、バス便の減少が起こり、その結果民間事業者の財務状況が悪化した場合による契約解除は不可抗力事由に該当するという理解でよろしいでしょうか。	利用しているバス会社の判断によるバス便の減少が、不可抗力に起因して生じた場合には、ご理解のとおりです。ただし、バス便の減少が不可抗力事由にあたるか否かについては、要因に依るため、具体の事象に基づく判断になります。なお不可抗力の定義につきましては、特定事業契約書(案)別紙2(124)をご参照ください。
79	募集要項	37~38	6 7	6.1 7.1	(3)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項(国)(市)	特定事業契約書(案)や実施契約書(案)の事業者事由に、ハ 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が特定事業契約、実施契約に基づき本事業(国)(市)を継続的に実施することが困難であると国、市が合理的に認めたとき。とありますが、事業者事由に該当するとの判断はどのように行われますでしょうか。	事業者の提出書類の確認及び事業者への聞き取り等により、国、市が具体事象に応じて判断します。
80	募集要項	37~38	6 7	6.1 7.1	(3)	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項(国)(市)	国及び市が特定事業契約を解除した場合は、特定事業契約の定めるところにより、国は事業者に対して、損害賠償の請求等を行う。とありますが、損害賠償額はどのように算定されますでしょうか。また、上限はございますでしょうか。	損害賠償額については、国に生じた各損害を合算する形で算定いたします。ただし、訴訟が提起された場合には、裁判所が損害賠償額を算定します。 なお、損害賠償額の上限はございません。
81	募集要項	38	7	7.1	(2)	事業者の事由により事業の継続が困難となった場合	事業の継続が困難となった場合、事業者の責めに帰すべきものでない際には、事業者に対し違約金等のペナルティは発生しないという認識であっておりますでしょうか。また事業者の責めに帰すべきものでない事柄として発着料の減少(乗り入れ事業者の経営判断による路線撤退・減便等)による収入の低下は含まれますでしょうか。	実施契約に基づく違約金は発生しません。ただし、実施契約書(案)第109条に該当する場合、損害賠償の請求がペナルティとして発生します。 なお、発着料の減少(乗り入れ事業者の経営判断による路線撤退・減便等)による収入の低下が事業者の責めに帰すべき事由にあたるか否かについては、要因に依るため、具体の事象に基づく判断になります。

特定事業契約書(案)に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	特定事業契約書(案)	14	第31条	1	-	一般的損害	「新バスターミナル(Ⅰ期)及び事業敷地について生じた損害その他本事業(国)の実施に関して生じた損害(次条(第三者に及ぼした損害)第1項に規定する損害を除く。)」については、事業者がその費用を負担する。」とありますが、事業者が善管注意義務を払っても避けることができない事由によるものは、国負担としていただけないでしょうか。	本事業の実施に関して生じた損害が不可抗力に起因する場合は、特定事業契約書(案)第93条に定める範囲で、国が費用を負担します。なお、不可抗力の定義につきましては、特定事業契約書(案)別紙2(124)をご参照ください。
2	特定事業契約書(案)	14	第32条	1	-	第三者に及ぼした損害	「本事業(国)の実施について第三者に損害を及ぼした場合(通常避けることのできない騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、悪臭、電波障害又は交通渋滞等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含む。))は、事業者がその損害を賠償しなければならない。」とありますが、事業者が善管注意義務を払っても避けることができない事由によるものは、国負担としていただけないでしょうか。	本事業の実施について第三者に及ぼした損害が不可抗力に起因する場合は、特定事業契約書(案)第93条に定める範囲で、国が費用を負担します。なお、不可抗力の定義につきましては、特定事業契約書(案)別紙2(124)をご参照ください。
3	特定事業契約書(案)	19	第41条	8	-	内装設計	「事業者は、自らが実施した調査の不備に起因して発生する一切の責任及び増加費用を負担する。」とありますが、事業者が善管注意義務を払っても避けることができない事由によるものは、不備には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	特定事業契約書(案)	26	第56条	1	1	物価等の変動に基づく内装整備費の変更	昨今の物価上昇率や2024年6月の内閣府による「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」を考慮し、内装整備費改訂の基準日を特定事業契約日から入札公告日に変更していただきたい。	原案のとおりとします。
5	特定事業契約書(案)	47	第93条	-	-	不可抗力	不可抗力事由にはバス便の減少も含まれる理解でよろしいでしょうか。	単なるバス便の減少のみでは、不可抗力に含まれません。 なお、不可抗力の定義につきましては、特定事業契約書(案)別紙2(124)をご参照ください。
6	特定事業契約書(案)	47	第93条	5	-	不可抗力	国は、事業者に生じた損失(逸失利益を含む。)を負担しない。とありますが、帰責事由により協議とさせていただくことは可能でしょうか。	不可抗力は、国及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものです。よって、国又は事業者いずれかに帰責事由がある場合には、特定事業契約書(案)第93条は適用されません。 国又は事業者いずれかに帰責事由が存在する場合には、特定事業契約書(案)第96条が適用され損害賠償を請求することができます。
7	別紙4 サービス対価の算定及び支払方法	4	4	-	(1)	サービス購入料の改定	維持管理・運営に係るサービス購入料については、年度ごとに見直すものとする。とありますが、サービス購入料の改定については双方協議の上行われるものであり、双方の合意があって見直しが行われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	別紙5 需要変動に基づく調整	1	2	2.1	-	基準収入の設定	基準収入は協議によって設定すると言及がありますが、事業者側が想定し提案する収入を基準収入のベースとして頂けるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	別紙5 需要変動に基づく調整	1	2	2.1	-	基準収入の設定	基準収入は協議で決定とのことですが、提案時の収入と乖離する基準収入が設定される可能性がある、リスク範囲を判断できず提案困難になると考えております。原則として提案時の収入が基準収入となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	別紙5 需要変動に基づく調整	1	2	2.1	-	基準収入の見直し	基準収入を見直すことで、それまで適用されていたロスシェアの効力がなくなり事業者の負担が拡大する可能性があります。リスク範囲を判断できない場合は提案困難であるため、原則として一度設定した基準収入は継続いただける理解でよろしいでしょうか。	基準収入は、実績に基づき、運営業務開始後の一定の期間ごとに国及び市と事業者の協議によって官民双方の合意のもと、見直します。 ロスシェアはあくまで、需要変動リスクに対する補填です。基準収入と実績の乖離が続いた場合、事業者の需要変動リスクに対して適切な金額の補填・還元ができなくなります。基準収入の見直しは、実態に基づいて一定のリスク対応範囲を保つためであり、事業者の負担を拡大する意図での見直しではないことをご理解ください。

実施契約書(案)に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施契約書(案)	33	第93条	5	-	不可抗力	市は、事業者に生じた損失(逸失利益を含む。)を負担しない。とありますが、帰責事由により協議とさせていただくことは可能でしょうか。	不可抗力は、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものです。よって、市又は事業者いずれかに帰責事由がある場合には、実施契約書(案)第93条は適用されません。 市又は事業者いずれかに帰責事由が存在する場合には、実施契約書(案)第96条が適用され損害賠償を請求することができます。
2	別紙3 需要変動に基づく調整	1	2	2.1	-	基準収入の設定	基準収入は協議で決定とのことですが、提案時の収入と乖離する基準収入が設定される可能性があるとし、リスク範囲を判断できず提案困難になると考えております。原則として提案時の収入が基準収入となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	24	5	5.1	5.1.3	5.1.3.1 (8)利便施設(国)の整備方針	表12記載の利便施設(国)について、飲食・物販施設の区画内の内装工事のみが、事業者の費用負担・所有となるとの理解でよろしいでしょうか。	添付資料3におけるC工事②に示す箇所が、事業者による費用負担・所有となります。
2	要求水準書(案)	24	5	5.1	5.1.3	5.1.3.1 (8)利便施設(国)の整備方針	飲食・物販施設の区画内の工事は、通常入居テナントにて行います。 内装工事着手時にテナントが未決だった場合、その区画については、再開発ビル完了検査受験に必要な区画内の最低限の内装工事(防災設備含む)は国の費用負担にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	工事区分については添付資料3に記載のとおりです。なお、内装整備工事着手時にテナントが未決であることが、再開発ビル完了検査に影響することは想定していません。
3	要求水準書(案)	24	5	5.1	5.1.3	5.1.3.1 (8)利便施設(国)の整備方針	公告看板、デジタルサイネージ等の設置・運営も、事業者提案により可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を遵守する限りで、提案可能です。 なお、デジタルサイネージ等の広告の設置・運営に関しては要求水準書(案)に記載のとおり、利用者の利便の増進に資すると認められる場合(バスの臨時運行情報や災害情報、避難場所に関する情報提供が可能である等)に限ります。
4	要求水準書(案)	24	5	5.1	5.1.3	5.1.3.1 (8)利便施設(国)の整備方針	デジタルサイネージを事業者にて設置する場合、整備費用について阪急神戸三宮駅前のオーエスビジョンと同等の神戸市からの補助が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	広告用デジタルサイネージの整備に対して、市の補助制度を活用する場合、施設の公共性・公益性が認められる必要があります。補助制度の活用については市の予算成立が必要となりますが、事業者の提案により協議は可能です。 なお、阪急神戸三宮駅前のオーエスビジョンは、①国内外からの来街者に対する市政情報等の情報発信の強化②不測の災害時に来街者が混乱なく安心・安全に過ごせる情報の発信③エリアマネジメントによる広場の利活用と連携した地域の賑わい創出に資することを目的として整備された施設です。
5	要求水準書(案)	31	5	5.1	5.1.4	5.1.4.3 d. 受変電設備	「5階の特高受変電設備より高圧6.6kV×2回線にて電力供給を受ける」とありますので、電気主任技術者は再開発ビル側で選任されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書(案)	31	5	5.1	5.1.4	5.1.4.3 f. 電話・LAN設備	「公衆無線LAN 設備(無料Wi-Fi)を導入すること」とありますが、再開発ビル側と協議の上、ビル全体で共通のWi-Fiを導入することも可能でしょうか。(その場合、Wi-Fi導入費用について管理費に含めることも協議の上可能でしょうか。)	可能です。
7	要求水準書(案)	50	5	5.3	5.3.1	5.3.1.2 基本方針	⑧非常時の維持管理の要求水準・費用等については非常事態発生時に別途協議と考えてよろしいのでしょうか？	非常時の維持管理の要求水準は、⑧のとおりです。要求水準を満たすための具体内容は、要求水準書(案)p16に記載のとおり、計画書に事業者が「非常時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応」として記載してください。 費用については、非常事態の具体に応じて、特定事業契約と実施契約の該当する条文に基づき対応します。たとえば災害防止等のための臨機の措置に関しては、第30条をご確認ください。
8	要求水準書(案)	52	5	5.3	5.3.2	5.3.2.2 建築設備点検保守管理業務	消防設備点検など、再開発ビル全体に関わる建築設備点検は、再開発ビル側で実施し、本事業における維持管理費用には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書(案)	53	5	5.3	5.3.2	5.3.2.3 車路点検保守管理業務 b.要求水準	車路点検時の基準は国道の維持管理基準に準ずるのでしょうか？	原則ご理解のとおりです。ただし、実情と相違のある部分については協議において決定します。
10	要求水準書(案)	53	5	5.3	5.3.2	5.3.2.5 警備業務	再開発ビル側と協議の上、再開発ビル側へ一定の金額を支払うことを前提に、再開発ビルの警備員及び機械警備会社へ警備業務を委託することは可能、という理解でしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書(案)	54	5	5.3	5.3.2	5.3.2.6 清掃業務	清掃業務において自主の管理監督は当然の事ですが、定期的な公共の立会、検査等は実施されるのでしょうか？	定期的な立会、検査は想定していません。ただし、特定事業契約及び実施契約第35条に基づき、随時の業績等の監視や実地における確認を行う場合があります。

要求水準書(案)に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
12	要求水準書(案)	62	5	5.4	5.4.2	5.4.2.7 b. 再開発ビル(雲井5)の管理組合への参加	事業者は区分所有者ではないため議決権を持ちません。どのような立場で管理組合活動への参加を想定されているかご教示ください。	議決権を行使する立場ではなく、業務の履行に必要な調整を行う立場として、要求水準書(案)に記載の各会議に参加してください。
13	要求水準書(案)	81	6	6.4	6.4.2	利便施設(市)の設置・運営	公告看板、デジタルサイネージ等の設置・運営も、事業者提案により可能との理解でよろしいでしょうか。	要求水準を遵守する限りで、提案可能です。 なお、デジタルサイネージ等の広告の設置・運営に関しては要求水準書(案)に記載のとおり、利用者の利便の増進に資すると認められる場合(バスの臨時運行情報や災害情報、避難場所に関する情報提供が可能である等)に限ります。
14	要求水準書(案)	81	6	6.4	6.4.2	利便施設(市)の設置・運営	デジタルサイネージを事業者にて設置する場合、整備費用について阪急神戸三宮駅前のオーエスビジョンと同等の神戸市からの補助が得られるとの理解でよろしいでしょうか。	広告用デジタルサイネージの整備に対して、市の補助制度を活用する場合、施設の公共性・公益性が認められる必要があります。補助制度の活用については市の予算成立が必要となりますが、事業者の提案により協議は可能です。 なお、阪急神戸三宮駅前のオーエスビジョンは、①国内外からの来街者に対する市政情報等の情報発信の強化②不測の災害時に来街者が混乱なく安心・安全に過ごせる情報の発信③エリアマネジメントによる広場の利活用と連携した地域の賑わい創出に資することを目的として整備された施設です。
15	要求水準書(案)	1	-	-	-	添付資料3 什器・備品	什器・備品については、C工事②欄に記載のもの以外(待合・通路の什器・備品等)は、全て国の整備費用負担・所有との理解でよろしいでしょうか。	什器・備品に関しては、原則事業者による所有・費用負担となります。 ただし、添付資料18において道路付属物に位置づける什器については国所有・負担となります(ベンチ等)。
16	要求水準書(案)	-	-	-	-	添付資料27 財産区分	財産区分が民となっている対象において、運営権設定対象の○印の記載がありますが、運営権は公共所有物に対して設定するものではないのでしょうか。○印の意図をご教示ください。	財産区分が民となっている対象の○は、「ー」が正しい記載です。修正版を公表します。
17	要求水準書(案)	-	-	-	-	添付資料30 実施体制	図に示す実施体制によると、兼任を最大限活用した場合の現場に勤務する最小要員数は2名と理解してよろしいでしょうか(業務繁忙期の乗り場案内スタッフ追加を除く)。	「維持管理・運営に係る実施体制の参考図」は、最小要員数を示すものではなく、あくまで兼任可否を示した図です。 各責任者・スタッフ・各業務従事者の要求水準を満たすことを前提として、適切な人員配置をご提案ください。

様式集及び記載要領に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	様式集及び記載要領	15	-	-	様式8	応募者の記載	2.1.(12)事業範囲に示す内装整備業務、準備業務、維持管理業務、運営業務全ての担当企業を様式8に記載する必要があるのでしょうか。	様式8には、構成企業と協力企業の全ての企業を記載してください。 各企業の「本事業における役割」においては、募集要項「応募者の構成及び参加資格の要件に関する事項」を満たしていることが最低限確認できるように記載してください。例えば、「清掃業務」のレベルまで網羅する必要はありません。
2	様式集及び記載要領	15	-	-	様式8	応募者の記載	利便増進事業は内容及び業務を担う企業が多岐にわたる場合がある他、任意事業であるため、様式8への担当企業記載は必須ではないと理解してよろしいでしょうか。	必須です。募集要項p23「利便増進事業に携わる企業」の要件を満たしていることを確認するため、いずれかの企業の「本事業における役割」に利便増進事業に携わることを明記してください。
3	様式集及び記載要領	24 26 28 30 36 38 40 42	-	-	様式14 様式18	-	設計業務・工事監理業務名称に(TECRIS登録番号)の記入欄がありますが、TECRIS登録していない業務の場合は不要との理解でよろしいでしょうか。(TECRIS登録していない業務を実績として問題無いでしょうか。)	ご理解のとおりです。 資格要件等を示す業務概要について、TECRIS登録を実施していない業務に関しては、契約書・仕様書等業務概要が確認できる資料の添付を求めます。
4	様式集及び記載要領	45	-	-	様式21	参加書類添付資料	業務実績及び有資格者を証明できる資料の提出について、業務実績の証明については参加企業が作成した申告書面あるいは外部に公表しているパンフレットやWEBサイトでもよろしいでしょうか。契約書や業務仕様書の開示は受発注者間の守秘義務により難しいと考えております。	資格要件等を示す業務概要に関しては参加企業が作成した申告書面あるいは外部に公表しているパンフレットやWEBサイトも可としますが、当該業務における契約関係を示した書類については必要部分以外を墨消した状態での提出を求めます。
5	様式集及び記載要領	45	-	-	様式21	参加書類添付資料	納税証明書の種類をご教示ください。(その3の3など)	国税の提出書類は、納税証明書その3の3になります。また、地方税の提出書類については、事業者が所属する地方自治体に確認してください。 いつ時点かについては、納税状況は参加表明書提出時点のものを提出してください。

事業者選定基準に関する質問(第1回)への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	事業者選定基準	11	7	-	-	事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務	評価基準にモーダルコネクト強化(次世代モビリティ等の活用を含む)に資する具体的な提案がされているか。とありますが、現在の法制度や与条件に照らして実現性が不透明な提案は評価対象にならない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。